

胡家草場漢簡「律令」・張家山漢簡「二年律令」對照表

水間大輔

はじめに

二〇一八年、湖北省荊州市荊州區の胡家草場第一二號墓より大量の簡牘が出土し、その中には前漢文帝期の律令の條文を内容とする文書が含まれている。⁽¹⁾ 二〇二一年、荊州博物館・武漢大學簡帛研究中心編著『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』（以下『選粹』と略稱）が出版され、簡牘の圖版と釋文の一部が公表された。注目されるのは、前漢の呂后二年（紀元前一八六年）のものとされる張家山漢簡「二年律令」と共通する條文が多いことである。その一方で、兩者の各條文を比較すると、記載内容すなわち犯罪の構成要件や法定刑、用字などの點において相違が見られ、これらの相違の意味するところを検討するのが、胡家草場漢律令研究の課題の一つとなるであろう。そこで、筆者は胡家草場漢律令の研究に着手するにあたり、胡家草場漢律令と二年律令各條文の共通點と相違點を目で把

握できるようにするため、胡家草場漢律令と二年律令の対照表を作成した。本稿は本來私的な資料として作成したものであるが、これを公表し、胡家草場漢律令研究を志す諸氏の便に供する次第である。

凡例

一、二年律令の簡番號・釋文は武漢大學簡帛研究中心・荊州博物館・早稻田大學長江流域文化研究所編『二年律令與奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七年）、胡家草場漢律令の簡番號・釋文は『選粹』によつた。ただし、胡家草場漢簡の圖版・釋文は『選粹』の刊行に先立ち、整理者が發表した論文などの中で掲載・引用されているものもあり、それの中には『選粹』に收録されていないものもある。『選粹』に收録されていない竹簡の簡番號・釋文はそれらの論文などによつた。

二年律令と胡家草場漢律令の釋文は圖版に従つて改めた箇所があり、これらについては逐一注記した。また、『選粹』の釋文では「髡」・「侯」・「賊」・「最」・「弊」・「庶」・「賜」を用いるなど、比較的厳格に隸定を行つている。しかし、その一方で「智」・「亡」は「智」・「亡」を作るなど、通行字體を用いており、隸定の基準に不統一が見られる。本稿では從來の簡牘整理本の慣例に従い、極力通行字體を用いることとした。『選粹』の釋文を通行字體へ改めたことについては、逐一注記しない。

二年律令と胡家草場漢律令の釋文の句讀點は適宜改めた箇所があるが、逐一注記しない。

一、條文は『選粹』の簡番號順に排列した。また、整理者が發表した論文などの中で掲載・引用されており、かつ『選粹』に收録されていない胡家草場漢律令の條文のうち、二年律令と共通するものについては、本稿の末尾に掲載した。

一、各行冒頭の「二」は「二年律令」、「胡」は胡家草場漢律令を指す。

一、胡家草場漢律令には「賊律」・「少府令」など、律令の篇目のみを記した竹簡も見えるが⁽²⁾、これら自體は律令の條文ではないので、本稿では扱わなかった。

胡	二	不盈廿二錢到一錢、罰金一兩。	二	不盈二百廿到百二十錢、耐爲隸臣妾。不盈百二十 胡 不盈 到三百、耐爲隸臣妾。不盈到二百、耐爲司寇。不盈到百、罰金八兩。	二	不盈廿二錢到一錢、罰金四兩。	①二年律令第五五簡・五六簡（盜律）、胡家草場漢律令第一四・一五簡（盜律）
胡	二	羣盜及亡從羣盜、毆折人柂、朕體、及令彼蹇、若縛守將人而強盜之、及投書・縣人書、恐獨人以求錢財、獨人以求錢財、	二	盜臧直過六百六十錢、顯爲城旦春。六百六十到二百廿錢、完爲城旦春。	二	盜臧直 六百 錢以上、髡爲城旦春。不盈 到五百、完爲城旦春。不盈到四百、耐爲鬼薪白粲。	②二年律令第六五簡・六七簡（盜律）、胡家草場漢律令第一六簡・一七簡（盜律）

二 盜殺傷人、盜發冢、略賣人若已略未賣、橋相以爲吏、自以爲吏以盜、皆磔。
胡 盜殺傷人、盜發冢、略賣人若已略未賣、橋相以爲吏、自以爲吏以盜、皆磔。

二 智人略賣人而與賈、與同罪。不當賣而和爲人賣、賣者皆黥爲城旦春。 買者智其請、與同罪。
胡 智人略賣人而與賈、與同罪。不當賣而和爲人賣、賣者 及智其請而買者、皆棄市。

③二年律令第七八簡・七九簡（盜律）、胡家草場漢律令第一八簡・一〇簡（盜律）

二 諸有段於縣道官、事已、段當歸弗歸、盈廿日、以私自假律論。其段別在它所、有物故毋道歸段者、
胡 諸有段於縣道官、事已、段當歸弗歸、盈廿日、以私自假律論。其段別在它所、有物故毋道歸段者、

二 自言在所縣道官、縣道官以書告段在所縣道官收之。其不自言、盈廿日、亦以私自假律論。
胡 自言在所縣道官、縣道官以書告段在所縣道官收之。其不自言、盈廿日、亦以私自假律論。

二 其段已前入它官、及在縣道官非
胡 其段已前入它官、及在縣

④二年律令第一簡·二簡（賊律）、胡家草場漢律令第二·二四簡（賊律）

二以城邑亭鄣反·降諸侯、及守乘城亭鄣⁽⁶⁾、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬。
胡以城邑亭鄣反·降諸侯、及守乘城亭鄣、諸侯人來功盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬。

二其

父母·妻子·同產無少長皆棄市。

胡其城邑反·降、及守乘城棄去若降之、及謀反者、父母·妻子·同產無少長皆棄市。

其坐謀反者、能偏捕、若先告吏、皆除坐者罪。

⑤二年律令第四簡·五簡（賊律）、胡家草場漢律令第二·五簡（賊律）

二賊燔城·官府及縣官積冢、棄市。賊燔寺舍·民室屋·廬舍·積冢⁽⁷⁾、點爲城旦春。其失火延燔之、罰金四兩、
賊燔寺舍·民室屋·廬舍·積冢、髡爲城旦春。其失火延燔之、罰金四兩、
二責所燔。鄉部·官嗇夫·吏主者弗得、罰金各二兩。
胡責所燔。

⑥一年律令第六簡（八簡（賊律）、胡家草場漢律令第二六簡（賊律）

二 船人渡人而流殺人、耐之。

船嗇夫・吏主者贖耐。

其殺馬牛及傷人、船人贖耐。

胡 船人渡人而流殺人、耐爲司寇。船嗇夫・吏主者罰金十二兩。其殺馬牛及傷人、船人罰金十二兩。

二 船嗇夫・吏贖罷。

其敗亡粟米・它物、出其半、以半負船人。

舳艤負二、徒負一。

其可紐轂而亡之、

胡 船嗇夫・吏罰金八兩。其敗亡粟米・它物、出其半、以半負船人。舳艤負二、徒負一。其可紐轂而亡之、

二 盡負之。舳艤亦負二、徒負一。罰船嗇夫・吏金各四兩。流殺傷人、殺馬牛、有亡粟米・它物者、不負。

胡 盡負之。舳艤亦負二、徒負一。罰船嗇夫・吏金各四兩。流殺傷人、殺馬牛、有亡粟米・它物者、不負。

⑦一年律令第七一簡（七三簡（盜律）、胡家草場漢律令第三〇簡（賊律）

二 相與謀劫人・劫人、而能頗捕其與、若告吏、吏捕頗得之、除告者罪、有購錢人五萬。所捕告得者多、

胡 相與謀劫人・劫人、而能頗捕其與、若告吏、吏捕頗得之、除告者罪、有購錢人五萬。所捕告得者多、

二 以人數購之、而勿責其劫人所得贓。所告母得者、若不盡告其與、皆不得除罪。諸予劫人者錢財、

胡 以

及爲人劫者、同居智弗告吏、皆與劫人者同罪。劫人者去、未盈一日、能自頗捕、若偏告吏、皆除

胡

⑧二年律令第一六二簡·一六三簡(亡律)、胡家草場漢律令第三一簡(亡律)

二 奴婢爲善而主欲免者、許之。奴命曰私屬、婢爲庶人、皆復使及筭事之、如奴婢。主死若有罪、皆如奴婢。主死若民欲免奴婢以爲私屬者、許。

二以私屬爲庶人、刑者以爲隱官。所免不善、身免者得復入奴婢之。其亡、有它罪、以奴婢律論之。

及筭事之、皆如奴婢。主死若其有罪

及筭事之，皆如奴婢。主死若

及筭事之、皆如奴婢。主死若其有罪

及筭事之，皆如奴婢。主死若

⑨一年律令第一六〇簡（亡律）、胡家草場漢律令第三二簡（亡律）

胡奴婢亡、自歸主、主親所智、及主、主父母、子若同居求自得之、其當論界主、而欲勿詣吏論者、皆許之。⁽⁸⁾

⑩ 二年律令第一 五七簡（亡律）
胡家草場漢律令第三三簡·三四簡（亡律）

二吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、穀城旦春。公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出殿、作官府、償亡日。其自出也、

二 答五十。給逋事、皆籍亡日。軒數盈卒歲而得、亦耐之。

胡 罰金一兩。拾逋事、皆籍亡日。軒數盈卒歲而得、亦耐爲司寇。

⁽¹¹⁾ 二年律令第一六七簡、第一七二簡（亡律）、⁽⁹⁾ 胡家草場漢律令第三五簡（三七簡）（亡律）

二 匿罪人、死罪、黥爲城旦春、它各與同罪。其所匿未去而告之、除。諸舍匿罪人、罪人自出、若先自告、各與同罪。

二 罪減、亦減舍匿者罪。所舍・取亡罪人爲庸、不智其亡、

以舍亡人律論之。

胡 舍若取亡罪人爲庸、不智其亡、盈五日、罪司寇以上、各以其贖

論之。

二 所 舍・取未去、若已去後智其請、而捕告、及訶告、吏捕得之、

胡 所匿・舍・取未去、若已去後智其請、而捕、若訶告吏、吏捕得之、及所匿・舍・取者自出、若先自告、

二 皆除其 罪、毋購賞。

胡 皆除匿・舍・取者罪、勿購賞。亡入甸

⑫二年律令第一四〇簡（捕律）、胡家草場漢律令第三八簡（捕律）

二 羣盜殺傷人·賊殺傷人·強盜、即發縣道、縣道亟爲發吏徒足以追捕之。尉分將、令兼將、

胡 二
二 亟詣盜賊發及之所、以窮追捕之、毋敢□界而環。吏將徒、追求盜賊、必伍之。盜賊以短兵殺傷其將及伍人、必伍之。盜賊以短兵殺傷其將及伍人、

胡 二
二 而弗能捕得、皆戍邊一歲。卅日中能得其半以上、盡除其罪。得不能半、得者獨除。●死事者、置後如律。而弗能捕得、皆戍邊一歲。卅日中能得其半以上、盡除其罪。得不能半、得者獨除。死事者、置後如律。

胡 二
二 大瘞臂膚股脰、或誅斬、除。與盜賊遇而去北、及力足以追逮捕之而回隨詳勿見、因逗留畏更弗敢就、10
大瘞臂膚股脰、或殊斬、除。與盜賊遇而去北、及力足以追逮捕之而回避詳勿見、及逗留畏更弗敢就、

胡 二
二 奪其將爵一級、免之。母爵者戍邊二歲、而罰其所將更徒以卒戍邊各一歲。興吏徒追盜賊、已受令而逋、
奪其將爵一級、免之。母爵者戍邊一歲、而罰其所
以畏更論之。

(13) 二年律令第一一八簡（具律）、胡家草場漢律令第四二簡（囚律）

二 母敢以投書者言毆治人。不從律者、以鞠獄故不直論。

胡 母敢以投書者言毆治人。不從律者、以鞠獄故不直論。

(14) 二年律令該當なし、胡家草場漢律令第四三簡・四四簡（囚律）

(15) 二年律令該當なし、胡家草場漢律令第四五簡（囚律）

(16) 二年律令第八八簡・八九簡（具律）、胡家草場漢律令第四六簡（具律）

二 有罪當黥、故黥者劓之、故劓者斬左止、斬左止者斬右止、斬右止者府之。女子當磔若要斬者棄市、女子當磔若要斬者棄市、

二 當斬爲城旦者黥爲舂、當贖斬者贖黥、當耐者贖耐。

當爲司寇者作縣官及它、皆如司寇。

胡

(17) 二年律令第二六九簡・二七〇簡（行書律）、胡家草場漢律令第四七簡・四八簡（興律）

二 發徵及有傳送、若諸有期會而失期、乏事、罰金二兩。非乏事也、及書已具、留弗行、行書而留過旬、
胡 發徵及有傳送、若諸有期會而失期、乏事、罰金二兩。非乏事也、及書已具、留弗行、行書而留過旬、

二 皆盈一日、罰金二兩。

胡 皆 罰金一兩。

(18) 二年律令第三九八簡（興律）、胡家草場漢律令第四九簡・五一簡（興律）

二 當戍、已受令而逋不行盈七日、若戍盜去署及亡過一日到七日、贖耐。

過七日、耐爲隸臣。過三月、

胡 諸當戍、已受令而逋不行盈五日、若 盜去署及亡過一日到五日、罰金十二兩。過五日、耐爲隸臣。過三月、

胡 完爲城旦。

胡 完爲城旦。其聞有急而亡若盜去署、及爲詐僞以避事、皆要斬。有罪司寇復詣署、免、乃罷、贖

完爲城旦。其聞有急而亡若盜去署、及爲詐僞以避事、皆要斬。有罪司寇復詣署、免、乃罷、贖

(19) 二年律令該當なし、胡家草場漢律令第五二簡・五四簡（興律）

(20) 二年律令第一八三簡（雜律）、胡家草場漢律令第五五簡（雜律）

二 捕罪人及以縣官事徵召人、所徵召・捕越 邑・里・官・市院垣、追捕・徵者得隨跡出入。

胡 捕罪人及以縣官事徵召人、所徵召・捕越城・邑・里・官・市院垣、追捕・徵

(21) 二年律令第一八二簡（雜律）、胡家草場漢律令第五六簡（雜律）

二 越邑・里・官・市院垣、若故壞決道出入、及盜啟門戶、皆贖黥。 其垣壞高不盈五尺者、除。

胡 越邑・里・官・市院垣、若故壞決道出入、及盜啟門戶、皆罰金一斤。其垣壞

^㉒一年律令第三四七簡・三四八簡（效律）、胡家草場漢律令第五七簡・五八簡（效律）

二 縣道官令長及官母長而有丞者節免・徙、二千石官遣都吏效代者。唯不免・送、居官盈三歲、
胡 縣道官令長及官母長而有丞者節免・徙、二千石官遣都吏效代者。雖不免・徙、居官盈三歲、
二 亦輒遣都吏案效之。效案官而不備、其故吏不效新吏、新吏居之不盈歲、新吏弗坐。
胡 亦輒遣都吏桉效之。

^㉓一年律令該當なし、胡家草場漢律令第五九簡・六〇簡（朝律）

^㉔一年律令第二五一簡・二五二簡（田律）、胡家草場漢律令第六一簡（田律）

二 諸馬牛到所、皆毋敢穿笄及 穿笄及置它機能害人・馬牛者、雖未有殺傷也、耐爲隸臣妾。
胡 諸馬牛到所、皆毋敢穿笄及置它機、穿笄及置它機能害人・馬牛者、雖未有殺傷也、罰金十二兩。

二 殺傷馬牛、與盜同灋。殺人、棄市。傷人、完爲城旦春。

胡
殺

^㉕一年律令第三二二簡（戶律）、胡家草場漢律令第六二簡（戶律）

二 代戶・貿賣田宅、鄉部・田嗇夫・吏留弗爲定籍、盈一日、罰金各二兩。
胡 代戶・貿賣田宅、鄉部・田嗇夫・吏留弗爲定籍、盈一日、罰金各二兩。

②6二年律令第三一八簡（戶律）、胡家草場漢律令第六三簡（戶律）

二 未受田宅者、鄉部以其爲戶先後次次編之、久爲右。久等、以爵先後。有籍縣官田宅、上其廷、
胡 未受田宅者、鄉部以其爲戶先後次次編之、久爲右。久等、以爵先後。有籍縣官田宅、上其廷、

二 令輒以次行之。

胡 二

②7二年律令第二七一簡（行書律）⁽¹⁾、胡家草場漢律令第六四簡（戶律）

二 □□□不以次、罰金各四兩、

更以次行之。

胡 行田宅不以次、罰金各四兩。故不以次、爲不平端、皆更以次行之。

②8二年律令第三一四簡（三一六簡（戶律）、胡家草場漢律令第六五簡（六七簡（戶律）

二 宅之大方卅步。徵侯受百五宅、關內侯九十五宅、大庶長九十宅、駟車庶長八十八宅、大上造八十六宅、
胡 一宅之 方卅步。●徵侯受百五宅、關內侯九十五宅、大庶長九十宅、駟車庶長八十八宅、大上造八十六宅、

二 少上造八十四宅、右更八十二宅、中更八十宅、左更七十八宅、右庶長七十六宅、左庶長七十四宅、
胡 少上造八十四宅、右更八十二宅、中更八十宅、左更七十八宅、右庶長七十六宅、左庶長七十四宅、

二 五大夫廿五宅、公乘廿宅、公大夫九宅、官大夫七宅、大夫五宅、不更四宅、簪裹三宅、上造二宅、
 胡 五大夫廿五宅、公乘廿宅、公大夫九宅、官大夫七宅、大夫五宅、不更四宅、簪裹三宅、上造二宅、
 二 公士一宅半宅、公卒・士五・庶人一宅、司寇・隱官半宅。欲爲戶者、許之。
 胡 公士一宅半宅、 士五

㊲二年律令第三七七簡（置後律）、胡家草場漢律令第六八簡（置吏律）

二 父母及妻不幸死者、已葬卅日。子・同產・大父母・父母之同產十五日之官。
 胡 父母・妻不幸死、予寧卅日。子・同產・大父母・父母之同產十五日。

㊳二年律令第二一九簡・二二〇簡（置吏律）、胡家草場漢律令第六九簡（置吏律）

二 縣道官有請而當爲律令者、各請屬所二千石官、二千石官上相國・御史、相國・御史案致、當請、請之、
 胡 縣道官有請而當爲律令者、各請屬所二千石官、二千石官上相國・御史、相國・御史案致、當請、請之、
 二 母得徑請者。徑請者、罰金四兩。
 胡 母得徑請。徑請者

③1一年律令第二二一簡·二二二簡(置吏律)、胡家草場漢律令第七〇簡·七一簡(置吏律)

二 □□□、若有事縣道官而免斥、事已、屬所吏輒致事之。其弗致事、及其人留不自致事、盈廿日、
胡 諸除有爲、若有事縣道官而免斥、事已、屬所吏輒致事之。其弗致事、及其人留不自致事、盈廿日、
胡 吏罰金一兩、以亡律論不自致事者。

罰金各一兩、有以亡律駕論不自致事者。

③2一年律令第二八二簡·二八五簡(賜律)、胡家草場漢律令第七二簡·七四簡(賜律)

二 賦衣者六丈四尺·緣五尺·絮三斤、襦二丈二尺·緣丈·絮二斤。綺二丈一尺·絮一斤半、衾五丈二尺·

緣二丈六尺·絮十一斤。五大夫以上錦表、公乘以下縑表、皆帛裏。司寇以下布表·裏。

二 一月盡八月賜衣·襦、勿予裏·絮。二千石吏 不起病者、賜衣襦·棺及官衣常。郡尉、
胡 吏一千石 以上不起病者、賜衣襦·棺及官衣常。

二 賜衣・棺及官常。千石至六百石吏死官者、居縣賜棺及官衣。五百石以下至丞・尉死官者、居縣賜棺。千石至六百石吏死官者、居縣賜棺及官衣。五百石以下至丞・尉死官者、居縣賜棺。

胡 二 官衣一、用縷六丈四尺、帛裏母絮。常一、用縷二丈。

胡 二 官衣一、用縷六丈四尺、帛裏母絮。常一、用縷二丈。賜棺享而欲受齋者、卿以上、予棺錢級千・郭級六百。

胡 二 五大夫以下、棺錢級六百・享級三百。母爵者、棺錢三百。一室二肆

^③一年律令第三七八簡（置後律）、胡家草場漢律令第七五簡（置後律）

二 同產相爲後、先以同居、母同居乃以不同居、皆先以長者。其或異母、雖長、先以同母者。

胡 同產相爲後、先以同居、母同居乃以不同居、皆先以長者。或異母、雖長、先以同母者。

^④一年律令第三七九簡・三八〇簡（置後律）、胡家草場漢律令第七六簡（置後律）

二 死母 子男代戶、令父若母、母父母令寡、母寡令女、母女令孫、母孫令耳孫、母耳孫令大父母、

胡 死代戶次、子男・ 父 母・ 寡・ 女・ 孫・ 耳孫・ 大父母・

43 (182) 胡家草場漢簡「律令」·張家山漢簡「二年律令」對照表

⁽³⁸⁾二年律令第四二七簡・四二八簡（金布律）、胡家草場漢律令第八二簡（金布律）

二 有罰・贖・責當入金、欲以平賈入錢、及當受購・償而毋金、及當出金・錢縣官而欲以 除其罰・贖・責、
胡 有罰・贖・責當入金、欲以平賈入錢、若當出金・錢縣官而欲以自除

二 及爲人除者、皆許之。各以其 二千石官治所縣十月金平賈予錢、爲除。
胡 者、許之。各以其屬

⁽³⁹⁾二年律令第四三四簡（金布律）、胡家草場漢律令第八三簡（金布律）

二 亡・毀・傷縣官器・財物、令以平賈償。入毀傷縣官、賈以減償。

胡 亡・毀・傷縣官器・財物、令以平賈償。入毀傷縣官、賈以減償。其乘輿器也、有罰金二兩。

⁽⁴⁰⁾二年律令第三三四簡（傅律）、胡家草場漢律令第八四簡（傅律）

二 大夫以上 九十、不更九十一、簪襫九十二、上造九十三、公士九十四、公卒・士五九十五以上者、
胡 大夫以上年九十、不更九十一、簪襫九十二、上造九十三、公士九十四、 士五九十五以上者、

二 粟餧米月一石。

胡 粟餧米 一石。

45 (180) 胡家草場漢簡「律令」・張家山漢簡「二年律令」對照表

④1 二年律令第三五五簡（傳律）、胡家草場漢律第八五簡（傳律）

二 大夫以上年七十、不更七十一、簪襄七十二、上造七十三、公士七十四、公卒・士五七十五、皆受仗。
胡 大夫以上年七十、不更七十一、簪襄七十二、上造七十三、公士七十四、士五七十五、皆受仗。

④2 二年律令第三五六簡（傳律）、胡家草場漢律第八六簡（傳律）

二 大夫以上年五十八、不更六十二、簪襄六十三、上造六十四、公士六十五、公卒以下六十六、
胡 大夫以上年五十八、不更六十二、簪襄六十三、上造六十四、公士六十五、士伍六十六、隱官六十七、

二 皆爲免老。
胡 皆爲免老。

以下、全て二年律令に該當なし

何有祖・李志芳「張家山漢簡『二年律令』新編（二則）」（『江漢考古』二〇一〇年第三期）

④3 二年律令第二三三二簡（二三七簡、第二三〇簡、第二三九簡（傳食律）¹⁴、胡家草場漢律令第二七一七簡、第二八〇八簡、第二八一六簡

二 丞相・御史及諸二千石官使人、若遣吏、新爲官、及屬・尉佐以上徵若遷徙者、及軍吏・縣道有尤急言變事、

皆得爲傳食。車大夫婢米半斗、參食、從者糒米、皆給草具。車大夫醬四分升一、鹽及從者人各廿二分升一。

二 食馬如律、禾之比乘傳者馬。使者非有事其縣道界中也、皆毋過再食。其有事焉、留過十日者、稟米令自炊。

二 以詔使及乘置傳、不用此律。縣各署食盡日、前縣以誰續食。食從者、二千石毋過十人、

胡

二 千石到六百石毋過五人、五百石以下到三百石毋過二人、二百石以下一人。使非吏、食從者、卿以上比千石、

胡

二 五大夫以下到官大夫比五百石、大夫以下比二百石。吏皆以實從者食之。諸吏乘車以上及宦皇帝者歸休、

胡

諸吏乘車以上及宦皇帝者歸休、

二 若罷官而有傳者、縣舍食人馬如令、而以平賈責錢。非當發傳所也、毋敢發傳食焉。爲傳過員、

胡 若罷官而有傳者、縣舍食人馬如令、圃以平賈責錢。非當發傳所也、毋敢發傳食焉。爲傳過員

15

二 及私使人而敢爲食傳者、皆坐食臧爲盜。發傳所相去遠、度其行不能至者□□□□□長官皆不得釋新成。
胡 敢爲食傳者、皆坐食臧爲盜。發傳所相去遠、度其行不能至者財齋

二 使非有事、及當釋駕新成也、毋得以傳食焉。

注

(1) 胡家草場漢簡の概要については、荊州博物館「湖北荊州市胡家草場墓地M一二發掘簡報」(『考古』二〇二〇年第二期)、李志芳・蔣魯敬「湖北荊州市胡家草場西漢墓M一二出土簡牘概述」(『考古』二〇二〇年第二期)、「荊州胡家草場西漢墓M一二出土的簡牘」(中國文化遺產研究院編『出土文獻研究』第一八輯、中西書局、二〇一〇年)、李志芳・蔣魯敬「湖北荊州胡家草場西漢墓」(國家文物局編『二〇一九中國重要考古發現』文物出版社、二〇二〇年)、荊州博物館・武漢大學簡帛研究中心編著『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』(文物出版社、二〇二一年)「前言」など参照。

(2) 胡家草場漢律令と二年律令に見える篇目の共通點・相違点については、陳偉「秦漢簡牘所見的律典體系」(『中國社會科學』二〇二一年第一期)などの論考がある。

(3) 「盜發冢」の「冢」は、『二年律令與奏讞書』の釋文では「塚」に作る。圖版によると、土偏は見えない。

(4) 胡家草場漢律令では「智人略賣人而與賈」以下が「皆磔」に直接續いて記されているが、二年律令では圖版によると、「皆磔」の下に十字分程度の空白があり(第六六簡)、「智人略賣人而與賈」以下は竹簡を改めて記されている(第六七簡)。何有祖・李志芳「張家山漢簡『二年律令』新編(二則)」(『江漢考古』二〇二〇年第三期)参照。

(5) 「私自假律」の「假」は、『二年律令與奏讞書』の釋文では「假」に作る。圖版によると、當該字の左側に人偏が見える。

(6) 「以城邑亭鄣反」と「及守乘城亭鄣」の「鄣」は、『二年律令與奏讞書』の釋文では「障」に作る。圖版によると、

「鄣」に作ることは明らかである。

(7) 「縣官積貯」と「民室屋・廬舍・積貯」の「取」は、『二年律令與奏讞書』の釋文では「取」に作る。圖版によると、後者の「取」は竹簡の左半分を欠いており、ウ冠とワ冠のいずれなのかわからぬ。しかし、前者の「取」は明らかにウ冠であることが見てとれる。

(8) 「主・父母・子若同居求自得之」の「主・父母」は、『選粹』の釋文では「主父母」に作る。『選粹』の釋文によると、「主父母」以下は「主の父母・子、もしくは（主と）「同居」している者が、逃亡中の奴婢をみずから捕えた」という意味になる。すると、主がみずから逃亡中の奴婢を捕えた場合の規定を欠くことになってしまふ。それゆえ、「主父母」は「主・父母」と読み、「主・父母・子」は「主及び（主の）父母・子」の意と解するべきであろう。もつとも、二年律令では「主」の下に重文符號があり、「主・主父母・子」すなわち「主及び主の父母・子」の意と解することができる。あるいは、胡家草場漢律令の「主父母」の「主」には、誤って重文符號が脱けているのかもしれない。

(9) 何有祖氏は胡家草場漢律令第三五簡～三七簡を根據として、二年律令第一六七簡の次に第一七二簡が排列されおり、第一六七簡の記載が直接第一七二簡へ續いていたと解している。『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』（武漢大學簡帛研究中心編『簡帛』第二三輯、上海古籍出版社、二〇二一年）參照。従うべきであろう。

(10) 「而回隨詳勿見、匱」は、『二年律令與奏讞書』の釋文では「而宣□□□□」を作るが、何有祖氏は殘畫と胡家草場漢律令を根據として、このように改めている。『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』（讀後記）參照。従うべきであろう。

(11) 李志芳氏、蔣魯敬氏は、二年律令第二七一簡が胡家草場漢律令第六四簡に對應していること、及びそれによつて二年律令第二七一簡の「□□□□」が「行田宅」と記されていたことが判明したことから、第二七一簡は行書律ではなく戸律の條文であり、第三一八簡の次に排列されていたと解している。『湖北荊州市胡家草場西漢墓M一二出土簡牘概述』參照。

(12) 胡家草場漢律令第七七簡と第七八簡は二年律令第三六九簡～三七一簡の先頭と末尾にそれぞれ對應するが、中間の記載がない。第七七簡と第七八簡の間にもう一本竹簡があつたはずであるが、胡家草場第二二號墓から出土しているのか否か、現在のところ不明である。

(13) 「若傷二旬中死、皆爲死事者」は、「二年律令與奏讞書」の釋文では「若傷二旬中死、□□□皆爲死事者」に作る。何有祖氏は張家山二四七號漢墓竹簡整理小組編著『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕』(文物出版社、二〇〇一年)の圖版、及び胡家草場漢律令を根據として、「□□□」の三字はなかつたとする。『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』(讀後記) 參照。従うべきであろう。

(14) 何有祖氏、李志芳氏は胡家草場漢律令第二七一七簡、第二八〇八簡、第二八一六簡を根據として、二年律令の排列を第二三三二簡(二三七簡、第二三〇簡、第二二九簡の順に並べ替えて)いる。本稿もこれに従つた。

(15) 「爲傳過員」の「員」は、圖版によると點のような殘畫が見えるのみであるが、ここではとりあえず何有祖氏、李志芳氏の釋文に従つた。

〔附記〕 本稿は中國國家社會科學基金重大項目資助「甲、金、簡牘法制史料彙纂通考及數據庫建設」(研究代表者:王沛、項目號:20&ZD180)による研究成果の一部である。